

静岡県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年10月12日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 59,785
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 473,656
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 16,955	富士市 68,544	袋井市・森町 27,729
伊東市 19,274	富士宮市 35,668	磐田市 44,453
熱海市 10,072	静岡市葵区 69,355	浜松市中央区 149,188
伊豆市 8,275	静岡市駿河区 57,764	浜松市浜名区・天竜区 49,934
伊豆の国市 13,216	静岡市清水区 64,233	湖西市 15,443
函南町 10,383	焼津市 37,310	
三島市 29,755	藤枝市 39,304	
清水町 8,624	牧之原市・吉田町 19,206	
長泉町 11,766	島田市・川根本町 28,229	
裾野市 13,607	御前崎市 8,313	
御殿場市・小山町 27,690	菊川市 12,196	
沼津市 53,182	掛川市 30,902	